

情 報 公 開

1 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	81.2%
うち正規職員	92.4%
うち非正規職員	97.5%

対 象 期 間 : 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

非正規職員：嘱託、クラブ職員（30 時間/週）及び臨時職員（パート）を含み、派遣職員を除く。

※ なお、クラブ職員及び臨時職員については、フルタイム職員の所定労働時間（7.75 時間/日）をもとに人員数の換算を行っている。

注釈・説明

全労働者の男女の賃金差は、非正規雇用労働者（特にパート職員）の約 85% が女性であることが関係しているのではないかと思います。

また、医師は除いています。

2 育児・介護休業法に基づく男性の育児休業等の取得率

育児休業等を取得した 男性労働者の数	配偶者が出産した 男性労働者の数	男性の育児休業の 取得率
1 人	3 人	33.3%

対 象 期 間 : 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

3 採用した労働者に占める女性労働者の割合

令和6年度職員採用状況

	正 規	嘱 託	クラブ職員	臨時職員
男 性	1	0	3	1 2
女 性	1	5	5	4 0
合 計	2	5	8	5 2
女性の割合 (%)	5 0.0	1 0 0.0	6 2.5	7 6.9

令和6年度採用者全体での女性が占める割合 7 6.1 %

4 有給休暇取得（正規・嘱託）

年平均 1 7.0 日（令和6年度）

公表日 令和 7 年 7 月 24 日